

議案第 36 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の5の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限等)

第3条の6 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。